

## (行政評価等)

- 第23条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとします。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければなりません。
- 3 市長は、外郭団体（新潟市土地開発公社及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。以下同じです。）の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければなりません。

## (外部監査)

- 第24条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年新潟市条例第1号）に定めるところにより外部監査を実施しなければなりません。

## 第4章 区における市民自治

### 第1節 区における行政運営

- 第25条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下で、区における総合的な計画を策定して実施しなければなりません。
- 2 区役所（新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）第1条に規定する区役所をいいます。以下同じです。）は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ確かな解決を図ること。
- (2) 協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。
- (3) 市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。
- 3 市長は、分権型の政令指定都市を実現するために区役所がその役割を発揮できるよう、組織、予算等について必要な体制を整備するものとします。

### 第2節 地域における協働の推進

#### (地域住民及び地域コミュニティの役割)

- 第26条 地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り

育てるよう努めるものとします。

- 2 地域住民は、地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。
- 3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。

#### (市の役割)

- 第27条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。
- 2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとします。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

#### (区自治協議会の役割)

- 第28条 区自治協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第1条第1項の区自治協議会をいいます。）は、同条例に定めるところにより地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、協働の要となるよう努めるものとします。

## 第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

- 第29条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。
- 2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。
- 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。

### (見直し)

- 2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。

### (新潟市市民意見提出手続条例の一部改正)

- 3 新潟市市民意見提出手続条例（平成19年新潟市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第5項中「第13号」を「第12号」に改める。



花開く活力、  
広がる笑顔、  
分権型政令市・新潟

## 【編集・発行】

新潟市役所政策企画部

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1丁目602番地1

Tel 025-228-1000 Fax 025-224-3850

URL <http://www.city.niigata.jp>